４　総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る免許人の意見を聴かなければならない。

５　総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る免許人に対し、理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。

第七十七条中「まで」の下に「（第七十五条第二項から第五項まで並びに前条第二項及び第三項を除く。）」を加える。

第八十条の次に次の一条を加える。

第八十条の二　基幹放送局（第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）の免許人（法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一　第五条第四項第二号又は第三号（コミュニティ放送をする基幹放送局の免許人にあつては、同項第二号）に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況

二　第十七条第二項第二号の総務省令で定める変更があつた場合には、当該変更の内容

三　その他第五条第四項第二号又は第三号に該当することとならないようにすることに関する事項として総務省令で定める事項

第九十九条の十一第一項第一号中「同条第五項及び第十七条第二項」を「同条第四項及び第十七条第一項」に改め、「認定の有効期間」の下に「、第二十七条の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）」を、「する無線局）」の下に「、第七十五条第二項第三号（無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項）」を加え、同項第三号中「第二十七条の十六第二項若しくは第三項」を「第二十七条の十六第六項若しくは第七項」に改める。

第百十六条中第二十八号を第三十二号とし、第二十七号を第三十一号とし、第二十六号を第三十号とし、第二十五号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九　第八十条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百十六条中第二十四号を第二十七号とし、第十三号から第二十三号までを三号ずつ繰り下げ、第十二号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　第二十七条の十五第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百十六条中第十一号を第十三号とし、第三号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三　第九条第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四　第十七条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（放送法の一部改正）

第三条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十六条）」を「第百十六条の二）」に、「第百十六条の二―第百十六条の六」を「第百十六条の三―第百十六条の七」に改める。

第二十条中第十九項を第二十項とし、第十八項を第十九項とし、第十七項を第十八項とし、同条第十六項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項第一号中「第九項」を「第十項」に、「第十項各号」を「第十一項各号」に改め、同項第二号中「第十一項」を「第十二項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項第三号中「協会の放送を受信することのできる受信設備」を「特定受信設備（第六十四条第一項に規定する特定受信設備をいう。）」に、「第六十四条第一項」を「同条第一項」に、「その放送の受信についての契約をしなければ」を「同項に規定する受信契約を締結しなければ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

６　協会は、第一項第一号又は第二号の業務を行うに当たつては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が第四条第二項の責務にのつとり講ずる措置並びに他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。）が第九十二条の責務にのつとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

第二十一条第一項中「いう。」の下に「第二十二条の二第一号を除き、」を加える。

第二十二条中「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構及び第百四十条第二項に規定する指定再放送事業者その他第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

二　国立研究開発法人情報通信研究機構

三　第百四十条第二項に規定する指定再放送事業者

四　前三号に掲げる者のほか、第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者

第二十二条の次に次の二条を加える。

（関連事業持株会社への出資）

第二十二条の二　協会は、前条の場合のほか、協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行を確保するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、関連事業持株会社（その定款で次に掲げる事項を定める会社をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に出資することができる。この場合において、協会は、当該出資をしている間、当該出資をした者を関連事業持株会社たる子会社として保有しなければならない。

一　専ら前条第四号に掲げる者を子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。）として保有することを目的とすること。

二　出資は、次条第一項の認定に係る同項に規定する関連事業出資計画（同条第三項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。同項及び同条第五項において「認定出資計画」という。）に従い、専ら前条第四号に掲げる者に対して行うこと。

（関連事業出資計画の認定）

第二十二条の三　協会は、前条の認可を受け、又は受けようとするときは、関連事業持株会社と共同して、総務省令で定めるところにより、当該関連事業持株会社の出資に関する計画（以下この条及び第二十九条第一項第一号ヰにおいて「関連事業出資計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その関連事業出資計画が適当である旨の認定を受けることができる。

２　総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る関連事業出資計画の実施が、協会が第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要なものであると認めるときは、その認定をするものとする。

３　協会は、第一項の認定を受けた場合において、認定出資計画を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認定を受けなければならない。

４　第二項の規定は、前項の認定について準用する。